

令和4年3月17日（木）  
国土交通省関東地方整備局  
日光砂防事務所

## 記者発表資料

# 適切で確実な施工を行う技術力を有する企業と 技術者を認定する制度の施行を開始します。

日光砂防事務所管内は、日光連山など2千m級の山々が連なることから急峻な地形を形成するとともに、男体山を始めとする火山地域特有の脆弱な地質が分布しています。また、二社一寺を始めとした国際的な観光地であり、さらには日光国立公園など良好な自然環境を有しています。

一方、土砂災害を防止するためには、良質な砂防施設の整備が必要であり、その施工には様々な現場条件を克服する技術力が求められます。

この度、砂防現場の中でも厳しい現場条件を克服し、適切で確実な施工を行った現場技術力を有する企業と技術者を認定する制度を創設しました。（※別添資料 参照）

この制度の施行を当事務所発注の令和3年度完成工事から開始します。

また、本制度による認定者は当事務所が発注する総合評価落札方式による工事の入札契約手続きにおいて技術力の評価が優位となります。

※添付資料 「日光砂防現場技術力認定制度実施要領」

日光砂防事務所ホームページURL <http://www.ktr.mlit.go.jp/nikko/>

### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ	神奈川建設記者会
栃木県政記者クラブ	日光記者クラブ

### 問い合わせ先

日光砂防事務所	副 所 長	一場 敏（いちば さとし）
	事業対策官	大浦 二郎（おおうら じろう）
	電話	0288-54-1191（代表）
	FAX	0288-53-1268

令和4年3月11日  
日光砂防事務所

## 日光砂防現場技術力認定制度実施要領

### 1. 目的

日光砂防事務所管内には、日光連山など2千m級の山々が連なり、極めて急峻な山岳高冷地が存在するとともに、男体山を始めとする火山地域特有の極めて脆弱な地質が分布すること、また、二社一寺を始めとした世界遺産が点在する国際的な観光地であること、さらに、日本を代表する日光国立公園等良好な環境を有することに起因した、極めて厳しい現場条件の工事が存在する。

このような極めて厳しい現場条件においても、適切で確実な施工を行う技術力を有する企業と技術者による良質な社会インフラの整備を目的とする。

### 2. 制度設計

日光砂防事務所管内における極めて厳しい現場条件を有する工事を「日光砂防現場技術力認定工事」（以下「認定工事」という）として指定を行い、当該工事を適切かつ確実に施工を行った場合に、その施工企業と従事技術者に認定書を交付し、その後の日光砂防事務所発注工事の総合評価において認定工事の施工実績として加点評価を行う。

### 3. 認定工事の指定基準

#### (1) 指定基準

日光砂防事務所管内の特有の地形、地質、観光、環境などの面から極めて厳しい現場条件と認められる工事であること

#### (2) 指定の透明性・公平性の確保

認定工事の指定に当たっては必ず外部委員会に諮るものとする

### 4. 認定書の発行基準

#### (1) 認定書発行対象工事

認定工事であること

#### (2) 認定要件

元請として完成・引渡し完了した認定工事の施工実績で、かつその工事の工事成績評定点が75点以上であること

#### (3) 認定対象

##### 1) 企業

- ・認定工事の元請企業
- ・但し、経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員を認定する
- ・代表者がある共同企業体の場合は代表者のみ、また、協定書による分担工事がある共同体の場合は、認定工事の指定基準の主たるマネジメント実施企業を認定対象とする（複数の企業が該当する場合は複数企

業を認定)

2) 技術者

認定工事の技術者（主任（監理）技術者 又は現場代理人）

(4) 認定者

日光砂防事務所長

(5) 認定日

認定工事の工事成績評定通知日

(6) 認定書の評価対象期間

企業：認定日の翌日から2年間

技術者：認定日の翌日から4年間

5. 総合評価落札方式における評価基準

(1) 評価対象工事

原則、日光砂防事務所発注全工事を対象とする

(2) 評価項目

1) 企業

項目：企業の技術力 細目：自由設定項目の自由項目

2) 技術者

項目：配置予定技術者の技術力 細目：自由設定項目の自由項目

(3) 評価点

- ・企業の技術力1点、配置予定技術者の技術力1点の合計2点を最大とする
- ・認定工事の施工実績が複数ある場合にあっても評価点の累計は行わない

(4) 評価基準

- ・評価対象期間内の認定書をもって評価を行う
- ・技術者にあっては申請書に記載の配置予定技術者に認定工事の施工実績がある場合に評価する
- ・経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員に認定工事の施工実績がある場合に限り評価する

(5) 評価方法

評価は、競争参加資格確認申請時における提出書類及び添付資料一覧表における記載内容、及び認定書の写しの提出の確認により行う